

中国における特許ライセンス取引の新動向

—政府推奨型NPEの登場—



中国弁護士 董 巍¹

日本弁理士 黒瀬 雅志²

中国政府は、「知識産権強国建設綱要」（2021年～2035年）及び「十四五知識産権保護運用計画」に基づき、「専利転化運用特別行動計画」（2023年～2025年）を始動し、特許政策の軸を「量」から「質・活用」へと転換した。

この計画においては、大量に登録されている未活用の特許を産業化し、企業のイノベーション力と重点産業の競争力を高めるための効果的なメカニズムの形成を加速するとし、特許ライセンス取引を仲介する機関の育成が政策課題として示されている。

この特許ライセンス取引仲介機関の一つとして、最近、政府推奨型のNPE（ホワイトNPE）が生まれている。

いわゆるホワイトNPEは、パテントトロール（ブラックNPE）のような、質の低い特許を安値で買い集め、訴訟をちらつかせて脅迫的な和解金を要求するものとは異なり、中国政府のガイドラインに基づき、質の高い特許のライセンス取引を求めるものであるが、その主なターゲットは中国企業ではなく、外国の大手企業である。ライセンス交渉の手段として、裁判所あるいは行政機関への提訴が含まれることから、その動向には留意が必要である。

はじめに

特許の商業的価値を実現するために、企業が特許不実施主体（Non-Practicing Entity 「NPE」）に運用を委ねることは、米国においては珍しくないが、近年、中国においても「NPEによる特許運用」というモデルが現れつつある。その一部のNPEは、中国政府からも奨励され、各関係者の注目を集めている。

本稿では、中国における特許ライセンス取引の現状、「政府推奨型NPE」の誕生の理由とともに、「政府推奨型NPE」と既存の特許運営機関とを比較し、当該NPEの特徴を解説する。

1 北京市磐華律師事務所（P.C.& Associates）代表、北京市弁護士協会特許法律専門委員会委員、中華全国専利師協会理事 写真左

2 黒瀬IPマネジメント代表